

会議・打合せ等記録

市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長 等	副 主 幹	係 長 等	担 当

報告日：令和6年3月26日

名 称	令和6年度第4回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会		
日 時	令和6年3月26日（火） 午前9時55分～10時40分		
場 所	鹿沼市リサイクルセンターぶうめらん研修室		
出 席 者	別紙のとおり		
内容及び 結果等	1 開会(司会：川田係長)		
	2 あいさつ		
	3 協議事項(進行：石川会長)		
	(1) 条例第13条の規定による事業の許可について		
	(2) その他		
	4 その他		
	5 閉会		
	配布資料	別紙のとおり	
次回予定	未定		
記 録 者	川田		
鹿沼市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条に基づく審議会等の公開状況 (該当する審議会等以外の会議・打合せ等については記入不要)			
公開・非公開の別	公 開	・ 非公開	(公開の場合) 傍聴人数 0 人

会議・打合せ等記録

市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長 等	副 主 幹	係 長 等	担 当

令和 5 年度第 4 回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会会議記録

委員氏名	石 川	鈴 木	田 城	徳 田	大 森	永 嶋	松 島
出 欠	○	○	○	欠	○	○	○

【事務局】

- 事務局……環境部：関口部長、川田係長、竹澤主事
都市建設部：阿久津係長

全体進行：《川田係長》

1 開 会 《川田係長》

令和 5 年度第 4 回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会を開会する。

2 あいさつ

石川会長あいさつ

3 協議事項《石川会長進行》

別井課長：続いて、協議事項に入るが、条例施行規則第 28 条第 2 項に、審議会は委員の過半数の出席により審議会が成立するとあるが、本日 6 名の委員全員が出席しているので、会議が成立していることを報告する。

会議の進行については、施行規則第 27 条第 2 項において、「会長は審議会を代表し、会務を総理する。」とある。

石川会長に会議の進行をお願いしたい。

石川会長：それでは協議事項（１）の条例第 13 条の規定による事業の許可について、事務局の説明を求める。

（１）条例第 13 条の規定による事業の許可について

《川田係長が資料により説明。》

2 件の許可申請案件について説明した。

会議・打合せ等記録

市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長 等	副 主 幹	係 長 等	担 当

① 第一太陽光東京F 1 0 8 1 4 発電所設置事業（中粕尾 9 7 8 - 2 ほか）

② 栃木 0 0 5 発電所設置事業（口栗野 1 4 1 6 - 1）

石川会長：申請事業ごとに審議する、①第一太陽光東京F 1 0 8 1 4 発電所設置事業について、ご意見やご質問はあるか。

田城副会長：事業地は河川区域ではないか。また浸水想定地域では無いか。

事務局：河川区域では無い事を鹿沼土木事務所に確認している。また、事業地は浸水想定地域に該当している。

田城副会長：浸水深ははどのくらいか。発電施設なので水が被ったり、パネルが流されると流されたところで発電を続け危険である。そのような場所に設置することについてどう考えているか。

事務局：手元に資料がないため浸水深の数値は分からない。現在の条例では河川洪水浸水想定地域を保全地区として設定していない。

田城副会長：後で浸水深については知らせて欲しい。また、安全性についても確認して欲しい。

事務局：後日、文書で報告させていただく。

石川会長：事務局からの通知を確認後、同意するという事でよいか。

大森委員：資料 5 ページの航空写真をみると、今回の事業地近隣にすでに太陽光場設置されているが、今回と状況は変わらないのではないか。

事務局：写真に写っている太陽光は本市条例の制定前に設置されたものであると思われる。北側の太陽光の西側の空地への設置については以前に審議会でご審議いただいた。

石川会長：ほかにありませんか。無いようでしたら、事務局からの通知を確認後、同意することとします。つづきまして②栃木 0 0 5 発電所設置事業について、ご意見やご質問はあるか。

鈴木委員：太陽光設置前は自治会に対して連絡があるが、設置後に事業地で何かあっても自治会に連絡が入ってこない。先日も太陽光事業地に複数台の車が停まっており何かあったようだが確認できない。自治会へ報告することを追加できないか。

事務局：現在、市の方にも連絡は入ってこない。設置前に地元から事業所へ報告について協議をお願いしたい。また、何があったのかお尋ねの場合には事業所に看板があるため直接聞いていただくか、難しい場合には環境課へご相談いただければ確認する。

鈴木委員：田舎の空地がどんどん太陽光になってしまう。地域で地域の環境を守ることが非常に難しい。環境のバランスを取れるような規制があれば良いと思う。

石川会長：ご意見と言う事で、今後の市政に反映させてほしい。

事務局：総量規制のお考えだと思うが、国では脱炭素に向けて再生可能エネルギーを増やしていく、環境課としてはこれを進めていく考えと環境を守らなくてはいけないということもあり調和を目指した条例を策定し運用している。以前に田城副会長からもご意見

会議・打合せ等記録

市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長 等	副 主 幹	係 長 等	担 当

をいただいているが、すでに設置したところはいいが、新規の設置については規制しますとは言えない。また、個人の経済活動に市が規制しすぎるのも良くないと考えているが、総量規制については今後検討していきたい。

田城副会長：参考として、県北の自治体では都市計画の考え方と同様に、太陽光を促進する地区と抑制する地区を色分けし、総量規制ではない方法をとっている市町もあるので、検討材料として欲しい。

事務局：参考とさせていただきます。

松島委員：空地があるのは街中では無く田舎になると思う。また、自然が豊かなのも田舎なので、促進地区の色分けをする場合には良く地域の意見を聞いていただきたい。

田城副会長：都市計画の考えも住民の意見をベースにしている。行政が一方的に決めることは無いと思うのでやるとすればそのようになるが、その前にやるかどうかがある。

鈴木委員：このままいくと田舎は無機質になってしまう。人も無機質になっていくようで不安になる。田舎には田舎の雰囲気が必要。区域を分けるにしても地域のバランスが重要になると思う。

石川会長：貴重なご意見ありがとうございます。資料②の審議に戻りたいと思います。ご意見やご質問はあるか。無いようでしたら、②栃木 0 0 5 発電所設置事業について原案通り同意することに異議はありませんか。

一 同：《異議なし。》

石川会長：異議なしと認め、②栃木 0 0 5 発電所設置事業については、原案通り同意しました。つづきまして協議事項（２）その他について、皆様からなにかございますか。

石川会長：無いようでしたら協議事項（２）は終了しまして、以上で本日の協議はすべて終了させていただきます。みなさんご協力ありがとうございました。それでは進行を事務局にお返しします。

4 その他《川田係長》

川田係長：次第４のその他、委員の皆様から意見等ありますか。

一 同：《なし。》

川田係長：事務局から何かありますか。

事務局：今回は、令和 6 年 6 月末を予定している。

日程については、委員の皆さまに相談しながら決めていきたい。

本年度最後の審議会となるので事務局を代表して関口部長よりあいさつをさせていただく。

関口部長：あいさつ

川田係長：これで審議会を閉会する。

5 閉 会《川田係長》